平成２８年（フ）第１８１号
佐賀県伊万里市脇田町342番地29　岩栗ヶ丘第３．14棟43
債務者　中倉　良子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１８２号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志1376番地　ヌーベル・スリーＢ103号、前住所佐賀県武雄市西川登町大字神六25643番地
債務者　山北　修司
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４号
佐賀県伊万里市松島町371番地３　パークサイド松島Ｉ606
債務者　原塚　五郎
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第７号
佐賀県武雄市若木町大字本部17593番地
債務者　宮崎　智広
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４７号
熊本県玉名市岱明町野口2660番地２
債務者　明石　美雪
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４０１号
大分市三川上２丁目５番14号（泉アパート６）
債務者　三村　公高
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１１号
大分市金池町１丁目５番７号（サンシティ金池805）
債務者　竹中あゆみ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原1448番地５
債務者　橋口　裕太
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3200番地50
債務者　井川　良秀
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１号
鹿児島県出水市本町６番29号　ひまわりハイツ１棟105号
債務者　中村　雄志
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿屋市浜田町1006番地１
債務者　笑喜　明子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
秋田県鹿角市花輪字外扇ノ間16番地３阿部和夫貸家２号、前住所秋田県鹿角市花輪字砂森官有地
債務者　小林セイ子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１２３号
富山県高岡市石瀬68番地12
債務者　村中　絹代
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１７４号
三重県四日市市西伊倉町４番17号　プレステージⅡ405
債務者　加納　　充
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
三重県桑名市大字江場866番地　モナリエーレＢ　101号
債務者　田永　雄大
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
滋賀県守山市吉身１丁目11番32―204号
債務者　石田　清隆
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１０号
滋賀県湖南市三雲960番地（Ｂ―102号）、前住所京都府宇治市木幡南山80番地の455
債務者　石田工業こと　石田　勇作
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
大津地方裁判所民事部